

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	平成28年8月22日、午後4時30分頃、君津市八重原172番280の私道上で発生した交通事故。 本市所有の消防団自動車が発進した際に、車両後方に停車していた相手方使用の軽乗用車の前方に接触し、損害を与えたもの。
和解の相手方	君津市八重原172番275 社会福祉法人三友会 理事長 三枝 奈芳紀
和解の条件	君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、533,021円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	平成28年11月1日

平成28年11月29日提出

君津市長 鈴木 洋 邦